

議 事 日 程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第61号 財産（土地）の使用貸借について
- 日程第3 議案第62号 瑞穂市自転車駐車場及び駐車場の指定管理者の指定について
- 日程第4 議案第63号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第64号 瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第65号 瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第66号 瑞穂市企業立地促進条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第67号 瑞穂市下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第68号 令和5年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第10 議案第69号 令和5年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第70号 令和5年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第71号 令和5年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第3号）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	広瀬 守 克	3番	若 原 達 夫
4番	北 川 静 男	5番	関 谷 守 彦
6番	森 健 治	7番	森 清 一
8番	馬 渕 ひろし	9番	松 野 貴 志
10番	今 木 啓一郎	11番	杉 原 克 巳
12番	棚 橋 敏 明	13番	庄 田 昭 人
14番	若 井 千 尋	15番	広 瀬 武 雄
16番	若 園 五 朗	17番	松 野 藤 四郎
18番	藤 橋 礼 治		

○本日の会議に欠席した議員（1名）

2番 藤橋直樹

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	森和之	副市長	梶浦要
教育長	服部照	企画部長	磯部基宏
総務部長	石田博文	市民部長	臼井敏明
巢南庁舎 管理部長	広瀬進一	健康福祉部長	佐藤彰道
都市整備部長	桑原秀幸	環境水道部長	矢野隆博
教育委員会 事務局長	佐藤雅人	会計管理者	清水千尋
監査委員 事務局長	今木浩靖		

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	久野秋広	書記	河野和泉
書記	廣瀬潤一		

開議の宣告

○議長（庄田昭人君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、本日は議案に対する総括質疑を行います。会議規則第55条第1項には、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またその範囲を超えてはならないと規定されています。

また、同条第3項では、議員は質疑に当たっては自己の意見を述べるできないとなっておりますので、十分注意して発言されますようお願いいたします。

日程第1 諸般の報告

○議長（庄田昭人君） 日程第1、諸般の報告を行います。

1件報告します。

お手元に配付しましたとおり、12月4日、若井千尋君から発議第5号医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書が提出され、受理しましたので、後日議題にしたいと思っております。

これで諸般の報告を終わります。

日程第2 議案第61号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第2、議案第61号財産（土地）の使用貸借についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第3 議案第62号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第3、議案第62号瑞穂市自転車駐車場及び駐車場の指定管理者の指定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第4 議案第63号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第4、議案第63号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第5 議案第64号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第5、議案第64号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第6 議案第65号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第6、議案第65号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

発言の通告がありますので、発言を許します。

5番 関谷守彦君の発言を許します。

関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 皆さん、おはようございます。

議席番号5番、日本共産党の関谷守彦です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、議案第65号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について質問をさせていただきます。

今回のこの国保税条例の改正案は第1条と第2条があるわけですが、そのうちの第2条につきましては、来年度から6年間かけて瑞穂市の国民健康保険税を順次引き上げていく、

そういったことを前提にして、来年度、令和6年度の保険税を定めるという、そういった条例案であります。

したがって、この条例で定める来年度の保険税についてだけ議論するのではなく、6年間の引上げ計画、これ全体を議論していく、そういった必要があると思います。そのことを前提にして幾つか質問をさせていただきます。

今回のこの国保税の引上げは、来年度から令和11年度にかけて、県内の市町村の保険料水準、こういったものを統一する、そういったことに向けた県の取組、こういったものに従いまして、これから瑞穂市が進めていく、そういった取組であるというふうに考えております。

日本共産党では、先月、市民アンケートを実施し、281の回答をいただいております。現在それについては集約中でありますけれども、その中で国保税の引下げを求める意見が172件あり、全体の61.2%を占めている。特に物価高騰の中での引上げは妥当であるかしっかり検討すべきことであると思います。

そこでまずお尋ねをしたいと思います。

瑞穂市の6年後、令和11年度における国保税、これは今年度と比べて一体何%増加をさせるか、どのような予定になっているのか、そのことについて質問をさせていただきます。

以下につきましては、質問は自席のほうよりさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

○議長（庄田昭人君） 臼井市民部長。

○市民部長（臼井敏明君） 改めまして、おはようございます。

関谷議員の質問に答弁させていただきます。

現在の国民健康保険事業につきましては、平成30年度より、これまでの市町村に加え、都道府県も国民健康保険制度を担うこととなり、財政運営の安定化を図るために、各都道府県では市町村の枠を超えて互いに支え合う仕組みづくりが進められているところであります。将来的には、同じ都道府県内のどの市町村でも同じ所得水準、同じ世帯構成であれば、同じ保険料水準となる完全統一を目指すことが望ましいとの方針が国から示されておりますので、岐阜県におきましても県内の統一化に向けて市町村との調整が行われております。

その中で、瑞穂市の保険料水準は県内においても低い水準となっております。県内21市における瑞穂市の状況としましては、例えば医療給付分につきましては、所得割が下から4番目で、均等割と平等割は県内21市で最も低く、1人当たりの課税額全体としましては下から4番目となっております。そのため、近い将来の県内統一に対応するために、現時点から段階的に税額を増額していきたいと考えております。現在は6年後の令和11年度を目標年度と位置づけておりますが、国民健康保険税の税収全体としましては、今年度より40%程度増える想定となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） ありがとうございます。

40%を超えるアップという説明でございました。40%というのは、6年間で割りますと、1年間にしますと7%ということになりますので、7%という結構大きな数字ではないかなというふうに感想を受けるところでありますけれども、それでは順番に上げていくという、そういうお話でありますけれども、これを一番影響を受けやすい世帯はどういったような世帯になるのか、全部の世帯が一律に上がっていくのか、それとも世帯によって、構成によっては影響する割合が変わるのか、そこら辺について説明をお願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 臼井市民部長。

○市民部長（臼井敏明君） 一番影響を受ける世帯はどのような世帯かという御質問になります。医療給付分と後期高齢者支援金分、そして介護納付金分、それぞれの所得割、均等割、平等割を県内における瑞穂市の状況を踏まえて、全体的に引き上げていく予定をしております。そのため、どの世帯にも同様に負担をお願いすることになるものです。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 今の説明は、どの世帯も同様に影響を受けるというお話ですが、そういうことでよろしいでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 臼井市民部長。

○市民部長（臼井敏明君） 追加の御質問ですけれども、平等割につきましては世帯ごとですし、均等割はお一人ごとということで、世帯における人数は当然ばらつきがありますので、1世帯としては世帯構成によるところはあろうかと思っておりますけれども、同様に1人ずつ、世帯ずつ、所得に応じた割合で税額を上げていくものでありますので、そういった点では同様に上がるというふうで考えております。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 人数の多い世帯と少ない世帯、当然そうしますと均等割ですかね、その額が違ってくると思っておりますので、世帯に応じたやっぱり人数が多いほうが保険税の引上げとしては多くなるんじゃないかなと私は思うんですけれども、そういう理解ではいけないのでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 臼井市民部長。

○市民部長（臼井敏明君） 議員が言われるように、世帯人数が多ければ、その分1世帯で見ま

すと税額の影響は大きいというふうで、そういう認識で結構かと思えます。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） もう一点、所得の多い世帯と少ない世帯、当然いろいろあると思えます。その場合、影響を受ける割合というのは変わってくるのではないかなというふうに思うんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 臼井市民部長。

○市民部長（臼井敏明君） 現在、低所得者に向けた7割・5割・2割という通称で言われています軽減の制度がございます。その軽減の対象外の世帯におきましては、そもそも所得割にかかる税率のアップというのはそのまま増える状態ではありますが、この軽減を受けてみえる世帯につきましては、軽減後の額に対して税額を上げていく格好になりますので、軽減を受けていない世帯に比べれば、税額を上げる影響は多少大きくなるかと考えております。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 多少影響が違うというお話だったと思えます。ちなみに、国保の運営委員会ですかね、そこで出されている資料によりますと、所得500万、300万、100万という区切りでやった場合どうなるかという試算も出されております。それによりますと、所得が500万というところは40.6%のアップ、それに対し、所得100万というところでいいますと、これは4人家族という前提ですけれども、54.6%アップするということで、所得の低いほうが影響する割合が大きいのではないかなというふうに私は思っているんですけども、大体そのような理解でもよろしいでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 臼井市民部長。

○市民部長（臼井敏明君） 議員が言われるように、軽減を受けてみえる世帯のほうが今回の税条例改正の影響はウェートとしては大きくなるかと考えております。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） はい、分かりました。

全体としても四十数パーセントのアップになるということと、世帯として見た場合には、人数が多いほど、あるいは所得が低いほどアップする割合は高いというふうな説明だったというふうに思えますので、それを前提にして考えた場合、本当にこれがいいのかというのも一つ思いますが、県で統一していくというお話なんですけれども、医療費の実態の水準がそれぞれ大きく異なるというか、そういったことがあるのかないのか。これによって統一化にいける進捗というか、そこら辺の問題も大きく絡んでくるのではないかと思います。

そこで、その前提となる医療費の水準について、各市町村ごとにばらつきはあると思いますが、今瑞穂市の医療費について、医療費そのものは年々増えているというふうに説明を受けております。確かに医療の進歩等も含めて、1人当たりの医療費が大きくなっている。そういう説明を受けたし、そうであると思います。そういった面は分かりますけれども、それでは、県内の21市の中で見た場合に、この瑞穂市の医療費の額は幾らで、21市中何番目というか、低い順でいいと思いますけれども、何番目ぐらいかと。逆に、一番高いところはどの程度の医療費がかかっているか、そういったことも教えていただければと思います。

○議長（庄田昭人君） 臼井市民部長。

○市民部長（臼井敏明君） 医療費に関する御質問になりますが、令和4年度の状況になりますが、瑞穂市の1人当たりの医療費は37万9,346円で、21市の中では下から2番目と低くなっております。なお、一番高い市の金額は45万9,164円となっております。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 瑞穂市は低いほうから2番目だというふうな説明だったと思います。そうしますと、令和4年度で見た場合は、一番高いところと瑞穂市で比較すると7万九千何がし、8万円近くあるということになると思いますけれども、この格差というか、その幅ですね、これについては、例えば年度を追って減ってきているのか、そうではないのか、そこら辺についてはどんなふうな状況でしょうか。

○議長（庄田昭人君） 臼井市民部長。

○市民部長（臼井敏明君） 1人当たりの医療費につきましては、21市の中では一番低い市も一番高い市もそれぞれ金額が増加しており、21市の平均額も同様に増加しておる状況であります。なお、一番低い市と一番高い市の差につきましては、令和4年度は約10万円の差がありますが、それ以前におきましては、おおむね8万円前後で推移しておるというような状況となっております。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） そうしますと、令和4年、これはたまたまだったかもしれないけれども、高いところと低いところでは10万円。仮に40万円とすると4分の1ぐらい違っているというお話になってしまうと思うんですけれども、以前は8万円程度で前後しておると。今後この格差が広がるのかどうか、ちょっとなかなかこれだけでは判断しづらいと思いますけれども、少なくともその格差が減少しているという状況ではないというふうな今説明があったかなというふうに思います。

それでは、こういった医療費の広がりやを縮めていく、あるいは医療費そのものを抑えていく

ということで、瑞穂市においてもそうでありますけれども、そのための取組が重要であるということが強調されております。その一つとして、特定健康診断、そういったものを推奨されていると思います。それでは、そういうために医療費を抑制していくという意味において、こういったものがされておるわけでありましてけれども、この特定健診の受診率ですけれども、これは瑞穂市の場合、どのくらいの方がそれを受診されていて、そして県内21市で比べますと、この割合が高いのか低いのか、そしてまたこの割合が低いところはどの程度なのか、そこら辺についても教えていただければと思います。

○議長（庄田昭人君） 臼井市民部長。

○市民部長（臼井敏明君） 特定健診についての御質問になりますが、令和4年度の状況でお答えさせていただきます。瑞穂市の特定健診の受診率につきましては45.21%で、21市の中では上から5番目となっております。なお、一番低い市の割合につきましては30.9%となっております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） もう一つの指標としては、特定健診などの健診の割合、これが1つあります。それに対して、健診を受けて異常があったという方についての保健指導というのがそれぞれ市で実施されていると思いますけれども、そこら辺の実施状況についてはどのような具合でしょうか。

○議長（庄田昭人君） 臼井市民部長。

○市民部長（臼井敏明君） 同じく令和4年度の状況でお答えさせていただきますが、瑞穂市の特定保健指導の対象者で、その年度分の指導を終了された率になりますが、85.8%で、21市の中では上から4番目となっております。なお、一番低い市の割合は8.4%となっております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） そうしましたら、瑞穂市の取組、こういった健診について、あるいはその後の保健指導の取組については、私、特に瑞穂市ですと若い世代が多いという、そういった状況も含めても、逆に結構な割合で進められているなあと、そういうふう感想を持ったわけです。そういう意味では、市の当局の方の御努力、非常に高く評価したいと思います。

そういった中で、これについても市町村間の格差といったものが、先ほど見ますと違いがあるという説明でありましたけれども、ここら辺についても、例えばこの数年間の間にその格差というものが縮小しているのかどうか、そういったことについてはいかがでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 臼井市民部長。

○市民部長（臼井敏明君） 特定健診受診率や特定保健指導の修了率に関する21市の状況としましては、一番低い市と一番高い市の格差はおおむね横ばいで推移しておりますが、特定健診につきましては35%前後、特定保健指導は85%前後の差となっております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） ちょっと確認ですけれども、今35%、85%というのは、高いところと低いところの格差という、そういう意味ですね。

○議長（庄田昭人君） 臼井市民部長。

○市民部長（臼井敏明君） 今のお答えした数字につきましては、一番低い市と一番高い市の格差でお答えさせていただきました。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） そうしますと、結構な、市町村の取組によってはその差が大きいというのが、いろんな条件があるので簡単には言えないかもしれませんが、そういった現状にあるということは今御説明だったと思います。そういった意味では、保険の医療費の支払いのほうとか、それから健康診断の受診率とか、保健指導の実施率、そういった市町村間の格差というものが、ある意味では結構な大きな割合を持っている。それがなかなかその格差の解消が進んでいかないという状況がある中で、この保険料の統一化を進めていくということが本当に妥当なのかどうか、そして瑞穂市の市民というか、国保に加入している方にとって、そこら辺はどのようなことに結局はなっていくのか、そういったことについてはどのように考えておられるのでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 臼井市民部長。

○市民部長（臼井敏明君） 瑞穂市は県内でも数少ない人口が増加するまちとなっておりますが、全国的には人口減少が進んでおり、いずれは瑞穂市にもその波が来ることが予測されます。その一方で、国民健康保険事業につきましては、団塊の世代の影響などにより、他市町村と同様に既に被保険者数が減少してきております。今後も全国的に保険者の小規模化が進むことが想定される中で、高度化する医療に伴う医療費の急激な変動などによるリスクを岐阜県内全ての被保険者で共同負担することで瑞穂市の国民健康保険事業の財政運営の安定が得られますので、県内の統一化に瑞穂市も加わることは妥当であると考えております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 急激な変動という、そういう話がありましたけれども、これについてはなかなかどう解釈するかは非常に難しいところかなというふうに関谷君のお答えを聞いているとこ

るであります。

そういった中で、県のほうでは、国保の運営の方針、県としての統一的な方針を決めていくということが今準備されているというふうに聞いております。そして、その前提としては、パブリックコメント、こういったものが実施されると。そして、さらにこの国保の運営方針については、その後で全県内の全ての市町村に対して法定意見聴取というものが行われるというふうに聞いておりますけれども、この法定意見聴取というのはどのような性格のものでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 臼井市民部長。

○市民部長（臼井敏明君） 各都道府県におきまして、国民健康保険運営方針を策定される際には、厚生労働省保険局国民健康保険課策定の都道府県国民健康保険運営方針策定要領により進められると伺っております。現在、岐阜県におきましては、令和6年度から令和11年度を第3期として運営方針の策定が進められておりますが、そのスケジュールにおきましては、議員が言われるように、パブリックコメントの実施後に市町村に対する法定意見聴取が行われることとなっております。

なお、この法定意見聴取につきましては、策定要領におきまして、都道府県は連携会議による意見交換や意見調整とは別に、当該都道府県の全ての市町村に対し、国保運営方針の案について意見を求めなければならない。なお、市町村は国保運営方針を踏まえた事務の実施に努めるものとされている。市町村は、都道府県から国保運営方針の案について意見を求められたときは、当該規定の趣旨も踏まえ、内容を検討し回答するとされております。また併せて、国保運営方針の案を決定するに当たり、市町村の同意がなければならないものではないが、できる限り市町村の意見を尊重するものとするとしております。このことから、法定意見聴取という手続につきましては、都道府県と市町村が共に連携して国民健康保険事業を進めていくことを念頭に実施されるものと考えております。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） これは法定意見聴取ということですので、法律で定められている、そういったシステムの一環ということだと思いますけれども、要は、各県で統一するといっても、各市町村の利害関係というか、そういったものがどうしても出てくるということで、それぞれの市町村の意見をよく聞いて、全体でもそれも反映していきましようという、そういう趣旨もあるかと思えます。

そういった意味で、たまたま資料として県の資料の中にありましたけれども、平成30年3月のときに同じような国保の運営方針というか、それを決められて、それに対して各市町村から意見が出されております。当時はまだこれから決めるという段階、そういった表記もあるので一概には言えないかもしれませんが、瑞穂市から出ている意見としては、幾つか書いて

ありますけれども、その中で読ませていただきますと、市町村の医療施設環境の違いや人口構成の異なる状況の中で、医療費水準の格差への平準化への取組が必要であると考えられるけれども、現実には格差が拡大している状況の中で、具体的にどのような取組ができるのか疑問である。そういった形で疑問を投げかけつつ、保険料の統一化についても、特に団塊の世代がまだいる中ではなかなか難しいのではないかというような趣旨のことも含めて意見として出されておりますけれども、当然今回についても意見聴取を求められるわけでありまして、ここら辺については、市の独自の状況も踏まえた、そういった意見を出されるのかどうかお尋ねをしたいと思っております。

○議長（庄田昭人君） 白井市民部長。

○市民部長（白井敏明君） 平成30年の第1期岐阜県国民健康保険運営方針の策定時に実施されました法定意見聴取におきましては、平成36年度から保険料水準統一に向け、医療費水準の格差にとらわれない保険料算定方法を導入していく方向で検討しますと明記されていた部分に対する意見としまして、瑞穂市からは、県の国保加入者の人口動態を踏まえて、団塊世代が後期高齢者医療制度に移行した平成38年度以降、令和でいいますと令和8年度以降であれば、医療費が安定、または減少すると考えられ、保険料水準の統一が可能になるのではないかと意見を提出しております。その後、平成30年当時は想定されなかった被保険者数が減少しても、1人当たりの医療費は増加している状況が続いておりますが、その状況に対応するためには、県の見込みどおり、保険料算定方法の見直しを実施すべきと考え、令和3年の第2期岐阜県国民健康保険運営方針改定時の法定意見聴取におきましては、改定案を了承しております。

現在、第3期の運営方針策定中のものにつきましては、国の方針に沿ったものであり、市町村と連携調整を図りながら進められているものでありますので、瑞穂市においてもおおむね同意できるものと考え、その旨対応する予定であります。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 以上で私のほうの質問はこれで終わらせていただきますけれども、今の状況も含めて、ぜひ文教厚生委員会ではしっかりと議論をしていただければと思いますので、よろしく願いをいたします。ありがとうございました。

○議長（庄田昭人君） 5番 関谷守彦君の質疑を終わります。

以上で、発言通告書による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第7 議案第66号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第7、議案第66号瑞穂市企業立地促進条例の一部を改正する条例について議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第8 議案第67号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第8、議案第67号瑞穂市下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第9 議案第68号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第9、議案第68号令和5年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより質疑を行います。

発言の通告がありますので、発言を許します。

5番 関谷守彦君の発言を許します。

関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 議席番号5番、日本共産党の関谷守彦です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、議案第68号令和5年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）について質問をさせていただきます。

補正予算書27ページ、そこに款土木費、項都市計画費、目都市計画総務費、節として負担金、補助及び交付金というのがありまして、その中に組合施行区画整理事業費用補助金の400万円というのが記載されておりますけれども、そのことについて質問をさせていただきます。

これは先月設立された横屋の区画整理組合に対する補助金、9年間で1億6,300万円という

数字が出されておりますけれども、その中の今年度分という、そういった補正予算だと思えます。この事業については、平成3年には地権者の同意を得ることができなかった、そういうふうに聞いておりますけれども、それが今年8月末で78%の同意を得ることができたということで、市の認可を受けて、先月に組合が設立されたというふうに聞いております。

そこでお尋ねをしたいと思えます。

一度同意を得られなかったこういった事業計画が短期間の間に同意を得るということはなかなか難しいことだと思っております。この横屋の事業が8割近い方の同意を得ることができるようになった。これは当然それに関わられた準備委員の方々の熱意と努力、こういったものが大きいと思えますけれども、そのほかにはどのような大きな要因があったのでしょうか。担当部課において一緒にこの準備にも関わってみていると思えますので、そこら辺について何か要因というものがあれば教えていただければと思えます。

なお、以下の質問については自席のほうから行わせていただきます。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） おはようございます。

関谷議員の御質問にお答えいたします。

前回、法定同意を得られたなった事業計画について、関係権利者などからの意見を基に準備委員会にて内容の見直しを行い、再度説明会を開くなど、横屋地区での課題などを検討された計画が地元としてのまちづくりとして事業の同意を得られたものだと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 今回の事業について、最初の案と2回目では、その対象になっている地域が当初では20ヘクタールというふうに出ておりましたけれども、今回同意を得たのが15ヘクタールに減っております。これはどういった部分が減少になったのか、そこら辺についても教えていただければと思えます。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 先ほど少し説明をいたしました、この地区のどの部分ということではなしに、全体計画を見直された結果の面積の減少というところで計画がされて、それが地権者などの合意が得られたというふうに考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 20から15ヘクタールに減ったというのは、4分の1が減少したということになります。今全体的に減ったという御説明でありましたけれども、そもそもこの区画整理の本来の一番ある意味では大きい目的としては、どうしても狭隘道路があるということで、緊

急の場合、消防車も入れないと、これを何とかしたいという、そういった思いが大きく作用してあったと思います。そういった狹隘道路の解消、これが対象区域が減ったことによって実現が困難になるのか、そこら辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 準備委員会で検討され、地域の狹隘道路の解消や、画地規模の適正化を図った住宅地利用の増進を目的とした道路配置など、権利者などの方々が同意された事業計画であると判断しております。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） つまり、狹隘道路の解消については一定実現するという、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） あくまでも土地区画整理事業地内ということにはなりますが、こちらの部分に関しては狹隘道路の解消は図られるものと考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） では、次の質問ですけれども、この計画の中でお話を聞きますと、今ある樽見線の横屋駅、これを少し南のほうに移動させて、その前に駅前広場を整備する、そういった事業案になっているというお話です。こういった要望については、当然地元の要望としては十分にあるというか、ある意味では当然の要求だと私は思いますけれども、ここら辺の、まず1点、この駅を移動させる、どの程度の移動かちょっとよく分かりませんが、これが樽見鉄道の将来的な計画とあっていいんですかね。そこら辺との整合性がうまく取れているのかどうかについてちょっとお尋ねしておきたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 横屋駅の移転については、過去に樽見鉄道と協議を行い、駅の移転は可能であると聞いております。移転費用については、設計や工事など、樽見鉄道と協議を進めていくとともに、国や県の補助金も含め検討し、しかるべきときにお示しをしたいと考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 駅の移転については、樽見鉄道と話は基本的にはついておりますと、そういうことであります。そして、それに要する費用について、どの程度なのかちょっとまだ現在では分からない。ただ、国とか、県とか、その他の負担についてはそれぞれまた要請をして

いくというお話だったと思います。

それでは、それも含めて、それに合わせた駅前広場を整備するということについて、広場を整備するとなると、当然それに要する費用もかかるとは思いますけれども、そちらのほうについてはどのようになるのでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 土地の費用のお話が出ましたが、区画整理組合が始まったばかりで、保留地の決定もまだされておられませんので、そのような面積とか、ちょっとお金のお話は現在ではちょっとできない状況にありますので御理解をお願いいたします。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） あと、それにプラスして、横屋駅から穂積駅へバスを走らせて利用者の便を図っていくという、そういうお話もあるというふうに聞いております。この計画について何か2点ほど意見書が出されておりますけれども、それに対する不採用通知書というのがそれぞれの人に配られまして、それを見させていただきましてけれども、この駅前整備、あるいはバス事業については市が実施する予定というふうに書いてありましたけれども、これは市として、先ほどの駅の移転とかということも含めまして、計画として確立しているものなのか、そこら辺についてはどのようになっているのでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） バス路線につきましてですが、現在みずほバスは横屋駅に接続ができておりませんが、駅を移転し、駅前広場の整備を行い、みずほバス路線の変更ができれば望ましいと考えております。しかし、現時点では確定したものではありません。最終的には地元の意向や地域公共交通会議など、協議を行い、検討していくものと考えております。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） ありがとうございます。

そうしますと、駅前整備とか、駅の移転については、これは市としてもやるという方向で考えてみえるということで、先ほどの話、具体的に出したので、多分そういうことだと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 先ほどの御質問でもお答えしましたが、横屋駅の移転につきましては、過去にも協議を行っております。ただ、区画整理のこの事業はちょっとストップしておりましたので、こちらが再開されましたので、また改めて樽見鉄道さんと協議を進めていきたいと考えております。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） これについては、まだこれから市としても検討していくという、そういう理解でよろしいということでしょうか。

じゃあ、私のほうは以上で質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（庄田昭人君） 5番 関谷守彦君の質疑を終わります。

以上で、発言通告書による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第10 議案第69号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第10、議案第69号令和5年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第11 議案第70号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第11、議案第70号令和5年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第12 議案第71号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第12、議案第71号令和5年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第61号から議案第71号までについて（委員会付託）

○議長（庄田昭人君） 議案第61号から議案第71号までは、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託をします。

散会の宣告

○議長（庄田昭人君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。

散会 午前9時47分